

- ・(財)えひめ農林漁業担い手育成公社は、農林水産業の担い手を育成し、もって愛媛県の農林水産業の振興に寄与する目的で県、市町、農業団体からの出資を得て、設立された。(昭和46年に、(財)愛媛県農業開発公社として農地の保有合理化、土地条件の整備等を行い、農業生産の高度化と農業経営の近代化を促進することを目的に設立され、平成6年に愛媛県における農林漁業への就業の促進及び農林漁業後継者の定着を図り、資質の高い農林漁業後継者を確保・育成するとともに、農業経営に関する指導を行うことを目的に設立された(財)農林漁業後継者育成基金を平成14年に吸収・統合し、名称を(財)えひめ農林漁業担い手育成公社に変更したもの。)
- ・本県の全産業に占める第1次産業就業者割合は10.0%(12年国勢調査)と全国平均5.0%を上回り、特に南予地域では21.4%と大きなシェアを占めるなど、地域の農林水産業への依存度は高い状況にあるが、少子化による後継者不足や高齢化に伴う離職などにより就業者人口の減少が予測され、担い手の育成は、農林水産県えひめの根幹をなす、喫緊の課題であることから、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当該法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・当法人は、金利の低迷等経営状況が厳しい中で、専門性の確保と経費節減の観点から、農業振興という同様の目的を持ち、専門知識のある県農業会議事務局との事務局ワンフロア化や事務局長の兼務及び職員の兼務により業務を行っており、18年度に退職したプロパー職員の補充に当たっても同事務局の兼務で対応している。
- ・農業委員会等に関する法律に基づき設置された県農業会議は、農地法に基づき優良農地の確保及び有効利用とそれらを通じた農業者の地位向上を図る事業を主に行っており、当法人とは若干性格を異にするが農地や農業者を守り農業の振興に寄与するという目的においては同一であり、また、農業関係の専門的知識も豊富であり、兼務職員化による事業の連携推進や経費の節減等に資することが認められる。ただし、18年度から当法人のプロパー職員がいなくなることから、中長期的な当法人の自立性の確保の観点を踏まえ、業務知識、ノウハウの継続に留意して兼務職員の資質の向上に努めていただきたい。
- ・また、理事長は、県農林水産部長が就任し、理事には市町や農林漁業関係団体の代表が就任しているが、本県農林水産業の担い手育成に向け、県行政の補完という役割からは、妥当である。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、農地の利用集積と担い手対策を総合的に推進しており、法人自らが農地を買入れ又は借入れ、一定期間中間保有した後、担い手農家に売渡し又は貸付ける「農地保有合理化事業」、農林漁業後継者等の確保・育成や経営に関する指導等を行う「農林漁業後継者確保促進事業」等の担い手対策事業を実施している。
- ・当法人の主要事業である「農地保有合理化事業」は、農産物価格の下落等による農業の先行き不透明感から農家の規模拡大志向が足踏み状態にあり、最近の事業量は横ばい、減少傾向にある。今後とも、農地の取得資金を民間金融機関から借入れを行う際、県が債務保証しており、借入コストの低減に一層努めるとともに、当法人における農地保有コストの縮減に向けた取り組みを行っていただきたい。

さらに、合併による市町の能力向上に伴い、市町による調整の重要性が増しており、今後は、市町公社や農協などの市町レベルの農地保有合理化法人(H18現在:7法人設立済)と十分な連携を図って行っていただきたい。また、市町、JAなど関係機関・団体がワンフロアで連携し、農用地の利用調整や担い手の確保・育成等を一体的に行う機能を備えた「地域農業マネジメントセンター」の設立(H18現在:5団体設立済)が進み、将来的には、農地保有合理化機能を備えた公益法人の設立を目指す方向性であることも鑑み、具体化が進んだ段階で、県、市町、センターの役割分担を検討し、より効率的・効果的な推進に努める必要がある。

- ・担い手対策に関する事業については、農林漁業の経営継承者、新規就業者等へそれぞれのレベルに応じた多様な支援を行っているところであるが、財源となる基金運用益収入や国・県の補助金収入は減少傾向にある。

農林漁業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、担い手の支援は、今後も継続して行う必要があり、団塊の世代の大量退職にあわせた就農支援の実施、青年等就農促進法改正を受けた農業生産法人等への就農希望者に対する無料職業紹介事業の実施など、環境変化に迅速に対応した取り組みを進めている点は評価する。しかしながら、これまで県や市町等でも様々な取り組みが行われているにも関わらず、その成果が十分に現れている状況とは言い難く、当公社を含めた役割分担の見直しを行うとともに、より効率的・効果的な手法を検討し、実践していく必要がある。

35歳以下の新規就農者：年間目標120人に対し、H12～16の平均70人
 林業への新規就業者：年間目標100人に対し、H16実績79人
 漁業就業者の確保：H17目標11,700人を既に下回るH15実績11,051人

- ・当法人の収入は、主たる事業である農地保有合理化事業に係る土地売却収入と事業資金借り入れ金が大半を占めているが、前述のとおり適正に運営しており、収支に悪影響を与えるものではないが、金利の低下により、基本財産・基金の運用収入が低迷しており、人件費など管理費による経営の圧迫が懸念されたことから、兼務職員化や経費節減等に努め、当期正味財産は発足以来ほぼ黒字を維持してきたところである。今後も、基本財産等の運用に当たっては、可能な限り有利な運用に努めるとともに、事業の見直し等により、経営基盤の充実に努めていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、10名、全て非常勤で、無給。職員数は11名で、18年度から、プロパー職員はおらず、県農業会議事務局の兼務職員が2名、県の派遣、兼務職員が各1名、農業団体派遣職員が1名、嘱託・臨時職員が6名となっている。
- ・職員給与については、県に準じた給与カットを実施している。
- ・組織体制の見直しでも記載したとおり、経費の節減等のため農業会議事務局との兼務が必要なことは認める。
ただし、実施計画の取組みにおいて、19年度から兼務職員を1名増員する計画となっているが、当法人の自立的な運営及び農業会議の業務に支障が生じることも予想されるので、双方の業務量を十分勘案して、適正な配置を検討していただきたい。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・農林漁業の担い手育成は本県農林漁業の振興に大きく寄与することから、当法人に対し、県から派遣している職員の人件費の補助、農地保有合理化事業の推進に係る補助（農地売買の契約・登記等に係る業務費補助、売買等の原資となる借入金に係る利子助成等）、就農相談、研修実施等の担い手対策への補助などの財政的支援を行っているところである。
- ・一次評価にある通り、県の財政状況も厳しく、補助金等の削減が見込まれるため、前述したとおり、事業の成果を踏まえて事業の効率化・合理化等を進め、効果的な事業展開を図るとともに、県や市町等との役割分担の見直しとあわせ、財政的関与の見直しも検討する必要がある。

(2) 人的関与の見直し

- ・県農林水産部長が理事長に就任しているが、担い手対策は県政の重要施策に位置付けられており、当法人の業務が県の施策推進の重要な柱となっていることから、十分な連携を取って実施する必要があることから必要と認められる。また、県から職員派遣、兼務を各1名行っているが、事業の円滑な推進・実効性の確保等のためには必要と認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・当法人のホームページで、寄附行為、収支予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、財務関係資料等について公表しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・当法人の農地保有コストの縮減に取り組むとともに、基本財産等の運用に当たっては、可能な限り有利な運用を行うほか、事業の見直し等により、経営基盤の充実に努めること。
- ・当法人は、農林水産業の担い手の育成のため、県、市町、農業団体等関係機関と連携して、各種事業に取り組んでいるが、その成果が十分に現れている状況とは言い難く、関係機関との役割分担の見直しを行うとともに、より効率的・効果的な手法を検討し、取り組みを進めること。

【所管課】

- ・当法人の事業は、県の農林水産業施策と密接な関係にあり、双方が連携して事業展開を図り成果の向上に努める必要があることから、農林水産業を取り巻く環境変化を踏まえ、常に当法人及び県の事業内容等を見直し、最も効率的で効果の上がる事業の推進を図ること。